

安全性向上評価届出書第 1 章「1-3 構築物、系統及び機器」  
の記載方針について

1. はじめに

安全性向上評価届出書第 1 章「安全規制によって法令への適合性が確認された範囲を示す書類」のうち、「1-3 構築物、系統及び機器」では、設置（変更）許可及び設置（変更）許可添付人の記載内容並びに工事計画の内容を基本とし、評価時点における設備の最新状態について記載する。

2. 記載の基本方針

- 届出書本文については、運用ガイドのイメージに従い、設置許可添付人をベースとし、必要に応じて工事計画の基本設計方針、保安規定（LCO 等）及び各種検査（使用前検査、定期事業者検査等）の該当箇所への紐付きを記載する。
- 「x-2 設計要求」については、設置許可添付人の設計方針及び工事計画の基本設計方針を記載する。
- 設置許可添付人及び保安規定の以下の事項を「x-5 設計要求に対する評価」に記載する。
  - 設置許可：設置許可添付人の「評価」があるものについては、その内容を記載。
  - 保安規定：設計上、運転管理の段階で遵守が要求される事項として保安規定に定められている運転上の制限等を記載。
- なお、工事計画の内容、保安規定（LCO 等）及び各種検査（使用前検査、定期事業者検査等）については、各許認可図書の構成が異なっていることから、あえて設置許可添付人ベースの届出書本文との合本は行わず、許認可図書毎に添付資料として作成する。
  - 工事計画：当初申請から評価時点までの認可、届出（廃止、撤去を含む）を反映したものを作成する。ただし、第 1 章では「法令への適合性が確認された範囲」を示すこととされていることから、認可当時の様式のまま集約することとする。なお、核物質防護、商業機密等の不開示情報のない基本設計方針については、添付資料として整理し、不開示情報が含まれる要目表、系統図及び容量決定根拠については、参考資料として整理する。
  - 保安規定：公開用の保安規定（最新版）を添付資料として添付する。なお、届出書本文「1-4 保安のための管理体制及び管理事項」については、保安規定の概要を記載する。
  - 各種検査：使用前検査及び定期事業者検査等の各種検査情報を参考資料として整理する。

### 3. 記載方針

#### (1) 届出書本文

運用ガイド「安全性向上評価の届出書の記載イメージ」の x-1 ～ x-6 に対して、それぞれ以下の内容を届出書本文に記載する。

##### x-1 概要

- ・設置許可添付八「概要」を記載。

##### x-2 設計要求

- ① 基本設計（設置許可段階での設計要求）
  - ・設置許可添付八「設計方針」を記載。
- ② 詳細設計（工事計画段階での設計要求）
  - ・工事計画の「基本設計方針」の該当箇所を記載。

##### x-3 主要な系統

- ・設置許可添付八「概要」の系統説明文を記載。

##### x-4 主要機器設備

- ・設置許可添付八「主要設備の仕様」、「主要設備」を記載。

##### x-5 設計要求に対する評価

- ① 設計要求毎の評価結果
  - ・設置許可添付八の「評価」があるものについては、その内容を記載。
- ② 保安規定の根拠となり、運転管理上規制されているもの
  - ・基本設計（設置許可）を受け、運用管理として保安規定にて規定されている LCO 等の該当箇所の紐付きを記載。

##### x-6 試験検査・管理

- ・設置許可添付八「試験検査」及び「手順等」並びに検査項目を記載

#### (2) 添付資料

##### ① 工事計画認可申請書 基本設計方針

- ・届出書本文「x-2 設計要求」に対応する工事計画の「基本設計方針」を添付資料としてとりまとめる。届出書本文「x-2 設計要求」には、該当箇所を記載する。

##### ② 原子炉施設保安規定

- ・届出書本文「x-5 設計要求に対する評価」に対する運用管理として規定している LCO 等を含めた、公開用の保安規定一式を添付する。届出書本文「x-5 設計要求に対する評価」には該当箇所を記載する。

##### ③ 保全計画書

- ・届出書本文「x-6 試験検査・管理」に記載した検査項目のうち、定期事業者検査の検査頻度示す書類として保全計画書を添付する。

#### (3) 参考資料（非公開）

##### ① 詳細設計に係るもの

- ・届出書本文「x-3 主要な系統」及び「x-4 主要機器設備」の詳細設計である工事計画の系統図、要目表及び容量設定根拠を参考資料として整理する。

##### ② 試験検査に係るもの

- ・届出書本文「x-6 試験検査・管理」に記載した検査項目の判定基準を参考資料として整理する。

以上